地域防災力向上業務（滝川河川事務所）の委託先選定審査基準

審査対象	項　目	確　認　内　容			配　点	特定非営利活動法人まち・川づくりサポートセンター
活動実績	一　継続性	近年おおむね５年間にわたり、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。 【配点：３５点】				
		活動実績	①委託内容を実行できる実績であるか。		【２０点】	20
		継 続 性	②過去から継続した実績であるか。		【１５点】	15
	二　公共性	一の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他河川管理者との協力関係が認められる活動であること。 【配点：１５点】				
		公 共 性	③活動実績に公共性が認められる。		【１５点】	15
活動実施体制	三　実効性	過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。 【配点：５０点】				
		①過去の実施体制等を勘案し、活動実施計画の適正かつ円滑な実施に必要な体制が確保されている。			【２５点】	25
		②過去の活動実績等を勘案し、活動実施計画に妥当性がある。			【２５点】	25
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	四　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業、一般事業主行動計画策定企業）			【①３点】 【②２点】 【③１．５点】 【④１点】 【⑤０．５点】 （ワークライフバランス等の推進について認定されている場合、優位に評価するが、複数の認定等に該当する場合には、最も配点が高い区分により加点を行う。また、該当がない場合は加点の対象とはならない。）	0
		プラチナえるぼしの認定を取得している場合及び１～３段階目の認定を取得（１及び２段階目においては「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしていることが必要。）している場合及び一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である場合に下記の順位で評価する。 ①プラチナえるぼしの認定を取得している場合 ②えるぼし３段階目の認定を取得している場合 ③えるぼし２段階目の認定を取得している場合 ④えるぼし１段階目の認定を取得している場合 えるぼしの認定はいずれの段階においても「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしていることが必要。）を取得している場合 ⑤一般事業主行動計画（計画期間　が満了していないものに限る。）を策定・届出（常時雇用する労働者の数が３００人以下の企業に限る。）をしている場合		①３点 ②２点 ③１．５点 ④１点 ⑤０．５点		
		次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）				
		「くるみん認定」（旧基準）、「くるみん認定」（新基準）及び「プラチナくるみん認定」を取得している場合に下記の順位で評価する。 ①プラチナくるみん認定を取得している場合。 ②くるみん認定（旧基準）、又はくるみん認定（新基準）認定を取得している場合。		①２点 ②１点		
		青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）				
		青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している場合に評価する。		２点		
					満点 103点	100

・上記「一 継続性」、「二 公共性」、「三 実効性」及び「四 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況」の各項目について採点を行う。
・「一 継続性」、「二 公共性」及び「三 実効性」の項目のいずれかで０点となった場合には、資格要件を満たさないものとする。
・「一 継続性」、「二 公共性」及び「三 実効性」の項目の配点は、「適確 ２５、２０又は１５点」又は 「不適確 ０点」とする。
　ただし、適確においてはその内容により「１５、１０又は５点」とする場合がある。
　また、石狩川及び空知川は「適確　減点なし」とするが、他の河川は「一 継続性」、「二 公共性」及び「三 実効性」の各項目の配点毎に、それぞれ「適確　減点５点」とする。